10　「金額」の欄には、一円単位、千円単位又は百万円単位をもつて表示するものとするが、他の様式と統一し、かつ、使用した単位を明記すること。ただし、有効な数値がない場合には、科目の名称の記載を要しない。千円単位又は百万円単位をもつて表示する場合であつて、表示単位未満の数値で表示する際には金額欄に「０」と記載することとし、表示単位未満の金額は切り捨てること（合計欄も同様）。

11　総括科目及びその金額は、ゴシック式活字、赤字等識別しやすい方法により記載すること。

（備考）　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

４　個　別　注　記　表

個別注記表　⑴　（一般的な注記事項）

1　継続企業の前提に関する注記
2　重要な会計方針に係る事項に関する注記
3　会計方針の変更に関する注記
4　表示方法の変更に関する注記
5　会計上の見積りの変更に関する注記
6　誤謬の訂正に関する注記
7　貸借対照表等に関する注記
8　損益計算書に関する注記
9　株主資本等変動計算書に関する注記
10　税効果会計に関する注記
11　リースにより使用する固定資産に関する注記
12　金融商品に関する注記
13　賃貸等不動産に関する注記
14　関連当事者との取引に関する注記
15　一株当たり情報に関する注記
16　重要な後発事象に関する注記
17　その他の注記

（記載上の注意）

1　一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従つて作成すること。

2　記載すべき注記事項は、預託等取引業者が会計監査人設置会社（会社法第２条第11号に定める株式会社をいう。この様式において、以下同じ。）に該当するか否か、公開会社に該当するか否かにより、以下のように異なる。ただし、株式会社以外の者は、該当しない事項についての注記を省略することができる。その場合には、「該当なし」と記載すること。なお、「株式譲渡制限会社」とは、非公開会社、すなわち、全ての株式の譲渡を制限している株式会社のことをいう。

注　記　項　目	株　式　会　社		
	会計監査人設置会社	会計監査人非設置会社	
		公開会社	株式譲渡制限会社
1　継続企業の前提に関する注記	○	△	△
2　重要な会計方針に係る事項に関する注記	○	○	○
3　会計方針の変更に関する注記	○	○	○
4　表示方法の変更に関する注記	○	○	○
5　会計上の見積りの変更に関する注記	○	△	△
6　誤謬の訂正に関する注記	○	○	○
7　貸借対照表等に関する注記	○	○	△
8　損益計算書に関する注記	○	○	△
9　株主資本等変動計算書に関する注記	○	○	○
10　税効果会計に関する注記	○	○	△
11　リースにより使用する固定資産に関する注記	○	○	△
12　金融商品に関する注記	○	○	△
13　賃貸等不動産に関する注記	○	○	△
14　関連当事者との取引に関する注記	○	○	△
15　一株当たり情報に関する注記	○	○	△
16　重要な後発事象に関する注記	○	○	△
17　その他の注記	○	○	○

【凡例】○・・・記載が必要、△・・・記載は任意

3　「金額」の欄には、一円単位、千円単位又は百万円単位をもつて表示するものとするが、他の様式と統一し、かつ、使用した単位を明記すること。ただし、有効な数値がない場合には、科目の名称の記載を要しない。千円単位又は百万円単位をもつて表示する場合であつて、表示単位未満の数値で表示する際には金額欄に「０」と記載することとし、表示単位未満の金額は切り捨てること（合計欄も同様）。

4　「Ⅱ　財産の状況」の「１　貸借対照表」、「２　損益計算書」又は「３　株主資本等変動計算書」の特定の項目に関連する注記については、その関連を明らかにして記載すること。

5　上記に掲げた個別注記事項の記載に当たつては、以下の要領に従つて、記載すること。

（注１）継続企業の前提に関する注記

事業年度の末日において、当該会社が将来にわたつて事業を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなつた場合を除く。）に注記する。この場合、次に掲げる事項を記載する。なお、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるか否かについては、総合的かつ実質的に判断を行う。

①　当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

②　当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策（少なくとも当事業年度の末日の翌日から１年以内に講じるもの）